

消防署に届出の必要な器具・物質一覧

火気、電熱器などの加熱器具などは消防署への届け出が必要です。また、引火性、発火性の物質、毒物や劇物指定の薬品なども届け出る必要があります。

●火気

ガスバーナー・トーチバーナー・ラボガス・ガスコンロ（カセットコンロ）・アルコールランプ・マッチ・ライター・チャッカマン・ろうそく・もぐさ・線香・電気コンロ・ホットプレート・電磁加熱器など

●危険物・準危険物

下記の第1類から第6類の表を参照ください。

●その他、過去の祭典で使用された毒物・劇物

シアン化カリウム・水銀・アンモニア水・四塩化炭素・クロロフォルム・ホルマリン・酢酸エチル臭素・ヨウ素・濃塩酸・酢酸・水酸化ナトリウム・水酸化カリウム・塩化バリウム・塩化第一スズ・硫酸マンガン・硫酸銅・鉛丹・一酸化鉛

●可燃性、引火性気体

水素・酸素

申請にあたりましては、試薬瓶に記載されている内容をインターネット等によくご確認下さい。

第1類 酸化性固体

◎その物自体は燃焼しないが、他の物質を強く酸化させる性質を持つ固体であり、可燃性と混合したとき、熱、衝撃、摩擦等により分解し、極めて激しい燃焼を起こさせる。それぞれ濃度は関係なく危険物とされる。

・ 塩素酸塩類	塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム、塩素酸アンモニウム、塩素酸バリウム、塩素酸カルシウムなど
・ 過塩素酸塩類	過塩素酸カリウム、過塩素酸ナトリウム、過塩素酸アンモニウムなど
・ 無機過酸化物	過酸化カリウム、過酸化ナトリウム、過酸化カルシウム、過酸化マグネシウム、過酸化バリウムなど
・ 亜塩素酸塩類	亜塩素酸カリウム、亜塩素酸ナトリウム、臭素酸マグネシウムなど
・ 臭素酸塩類	臭素酸カリウム、臭素酸ナトリウム、臭素酸マグネシウムなど
・ 硝酸塩類	硝酸アンモニウム、硝酸ナトリウム、硝酸カリウム、硝酸バリウム、硝酸銀など
・ よう素酸塩類	よう素酸カリウム、よう素酸ナトリウム、よう素酸カルシウムなど
・ 過マンガン酸塩類	過マンガン酸カリウム、過マンガン酸アンモニウムなど
・ 重クロム酸塩類	重クロム酸ナトリウム、重クロム酸アンモニウムなど
・ その他政令で定めるもの	過よう素酸ナトリウム、メタ過よう素酸、二酸化クロム、二酸化鉛、亜硝酸ナトリウム、次亜塩素酸カリウム、次亜塩素酸ナトリウム、ペルオキシニ硫酸カリウム、ペルオキシニ硫酸アンモニウム、ペルオキシほう酸カリウム、ペルオキシほう酸アンモニウムなど

第2類 可燃性固体

◎火災により着火しやすい固体、または比較的低温（40℃未満）で引火しやすい固体であり、出火しやすく、かつ燃焼が速い。有毒のもの、燃焼の時に有毒ガスを発生するものがある。

・硫化りん	三硫化りん、五硫化りん、七硫化りんなど
・赤りん	
・硫黄	塊状、粉状
・鉄粉	
・金属粉	アルカリ金属、アルカリ土類金属、鉄およびマグネシウム以外の金属粉
・マグネシウム	
・引火性固体	固形アルコール、ゴムのりなど

第3類 自然発火性物質および禁水性物質

◎空気にさらされることにより自然発火し、または水と接触して発火し、または可燃性ガスを発生する。

・金属カリウム	
・金属ナトリウム	
・アルキリアルミニウム	トリエチルアルミニウム、ジエチルアルミニウムクロライド
・アルキルリチウム	
・黄りん	
・アルカリ金属	リチウムなど
・アルカリ土類金属	カルシウム、バリウムなど
・有機金属化合物	ジエチル亜鉛など
・金属の水素化物	水素化ナトリウム、水酸化リチウムなど
・金属のりん化物	りん化カルシウムなど
・カルシウムまたはアルミニウムの炭化物	炭化カルシウム、炭化アルミニウムなど
・その他政令で定めるもの	塩素化けい素化合物、トリクロロシランなど

第4類 引火性液体

◎液体であり、引火性をもつ

・特殊引火物	エーテル、二硫化炭素、コロジオン、アセトアルデヒド、酸化プロピレン、ペンタンなど
・第1石油類	アセトン、ガソリン、石油ベンジン、リグロイン、ジオキサン、ベンゼン、トルエン、石油エーテル、ヘキサン、テトラヒドロフラン、イソプロピルエーテル、アクリロニトリル、エチルアミン、酢酸エチル、メチルエチルケトンなど
・アルコール類	メチルアルコール、エテルアルコール、イソプロピルアルコールなど
・第2石油類	灯油、軽油、クロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレン、キシレン、エチルセルソルブ、ギ酸、酢酸、テレピン油、しょうのう油
・第3石油類	重油、クレオソート油、グリセリン、アニリン、ニトロベンゼン、エタノールアミン、

・第3石油類	エチレングリコール、クレゾールなど
・第4石油類	ギヤー油、シリンダー油、潤滑油、タービン油、マシン油、モーター油
・動植物油類	ヤシ油、オリーブ油、ヒマシ油、落花生油、ナタネ油、ごま油、綿実油など

※分類定義

- ・特殊引火物 [発火点が 100℃以下または引火点が - 20℃以下で沸点が 40℃以下のもの]
- ・第1石油類 [引火点が 21℃未満のもの]
- ・アルコール類 [炭素数が 1～3 個の飽和 1 価のもの]
- ・第2石油類 [引火点が 21℃以上 70℃未満のもの]
- ・第3石油類 [引火点が 70℃以上 200℃未満のもの]
- ・第4石油類 [引火点が 200℃以上のもの]

第5類 自己反応性物質

◎固体または液体であり、加熱分解などにより比較的低い温度で多量の熱を発生し、または爆発的に反応が進行する。

・有機過酸化物	過酸化バイゾイルなど
・硝酸エステル類	ニトロセルロースなど
・ニトロ化合物	ピクリン酸、トリニトロトルエンなど
・ニトロソ化合物	ジニトロソペンタメチレンテトラミンなど
・アゾ化合物	アゾビスイソブチロニトリルなど
・ジアゾ化合物	ジアゾジニトロフェノール
・ヒドラジンの誘導体	硫酸ヒドラジン
・その他政令で定めるもの	金属のアジ化物、アジ化ナトリウム、硝酸グアニジンなど

※ヒドラジンの誘導体は「第2種自己反応性物質」。それ以外は「第1種自己反応性物質」に属する。

第6類 酸化性液体

◎そのもの自体は燃焼しない液体であるが、混在するほかの可燃物の燃焼を促進する性質をもつ。

・過塩素酸	
・過酸化水素	
・硝酸	
・その他政令で定めるもの	ハロゲン化合物、三ふっ化臭素、五ふっ化臭素、五ふっ化よう素など